

猶予制度 申請の手引

名護市国民健康保険課

猶予制度とは

国民健康保険税をその納期限までに納付していない場合は、納付する日までの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状が送付されます。それでもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、国民健康保険税を一時的に納付することが困難な理由がある場合には、窓口で申請することにより、納税の猶予が認められる場合があります。

申請できる猶予制度は、次の制度があります。

1 換価の猶予

国民健康保険税を一時的に納付すると、事業の継続または生活の維持が困難になると認められる場合に、申請に基づいて差押財産の換価（売却）が猶予される制度です。

換価の猶予が認められると…

- (1) 最長で1年間納税が猶予され、猶予が認められた国民健康保険税を分割して納付することができます。
- (2) すでに差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- (3) 猶予期間中に発生した延滞金が軽減されます。

2 徴収猶予

災害、病気、事業の休廃止などによって国民健康保険税を一時的に納付することができないと認められる場合に、申請に基づいて納税が猶予される制度です。

徴収猶予が認められると…

- (1) 最長で1年間納税が猶予され、猶予が認められた国民健康保険税を分割して納付することができます。
- (2) 猶予期間中は、新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分を受けません。
- (3) 猶予期間中に発生した延滞金が軽減されます。
- (4) 督促状が発送されません。

手続の流れ

【要件の確認】

- (1) 換価の猶予・・・・・・・・・・詳細は3ページへ
- ① 国民健康保険税を納付すると、事業の継続または生活の維持が困難
 - ② 納税についての誠実な意思がある
 - ③ 猶予を受けようとする国民健康保険税以外に滞納がない
 - ④ 猶予を受けようとする国民健康保険税が、その納期限から6か月以上経過していない
- ※以上のすべてに該当する方
- (2) 徴収猶予・・・・・・・・・・詳細は9ページへ
- ① 財産が災害等または盗難に遭う
 - ② 病気または負傷
 - ③ 事業の廃止または休止
 - ④ 事業の著しい損害
- ※以上のいずれかに該当し、一時的に納付することが困難な方

【申請書等の作成・提出】

申請する猶予制度の申請書を記入し、必要な書類を添付して、窓口に提出します。

- ・「換価の猶予申請書」・・・・・・・・・・書き方は 6ページへ
- ・「徴収猶予申請書」・・・・・・・・・・書き方は13ページへ
- ・「財産収支状況書」・・・・・・・・・・書き方は17ページへ
- ・「財産目録」・・・・・・・・・・書き方は21ページへ
- ・「収支の明細書」・・・・・・・・・・書き方は25ページへ

※以上の様式は、それぞれ名護市ホームページからダウンロードできます。

【提出された申請書等の審査】

提出された申請書及び添付書類の内容を確認して、猶予の許可・不許可や、猶予を許可する金額・期間などの審査を行います。

【猶予が許可された場合】

猶予が許可された場合は、「猶予許可通知書」が送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおりになんて納付してください。

【不許可となる場合】

審査の結果、不許可となった場合、「猶予不許可通知書」が送付されます。

【完納】

分割納付計画のとおり、本税の全額が納付された場合は、猶予期間中に発生した延滞金が軽減されます。

【猶予の取消し等】

一定の場合、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されたりすることがあります。

換価の猶予

1 換価の猶予を受けることができる場合

次に掲げる要件のすべてに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

- (1) 国民健康保険税を一時的に納付すると、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められること

※「事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある」とは…以下のいずれかに該当する場合があります。

- ① 事業に不要不急の資産を売却するなどして経営の合理化を行った後も、国民健康保険税を一時的に納付すると、事業を休止・廃止することになるおそれがある場合
- ② 国民健康保険税を一時的に納付すると、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合

- (2) 納税についての誠実な意思があると認められること

※納税者が、その国民健康保険税を優先的に納付する意思を有していると認めることができる場合があります。

- (3) 換価の猶予を受けようとする国民健康保険税以外の滞納がないこと

- (4) 換価の猶予を受けようとする国民健康保険税の納期限から6か月以内に申請書の提出があること

- (5) 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

※次のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受けようとする金額が50万円以下の場合
- ② 猶予を受ける期間が6か月以内の場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情がある場合

2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国民健康保険税を完納することができると認められる期間に限られます。

また、猶予を受けた国民健康保険税は、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に延長の申請をすることにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年の範囲内で猶予期間の延長が認められることがあります。

3 申請のための書類

換価の猶予を申請する場合は、次の書類をそろえて窓口へ提出してください。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額が100万円以下	猶予を受けようとする金額が100万円を超える
① 「換価の猶予申請書」 ② 「財産収支状況書」	① 「換価の猶予申請書」 ② 「財産目録」 ③ 「収支の明細書」

(2) 担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権の設定のための書類（不動産等を担保とする場合）などを提出する必要があります。

なお、担保を提供する必要がないと認められる場合には、提出不要です。

4 提出された申請書等の審査

提出のあった書類を、すべてそろっているか、必要な事項が記入されているかを確認し、換価の猶予の許可・不許可の判定や、猶予を許可する金額、期間などの審査を行います。

(1) 申請書等の補正

必要な書類が提出されていない場合や、書類の記入に不備がある場合は、電話連絡等により補正をお願いすることがあります。

なお、申請者と連絡が取れない場合は、「補正通知書」が送付されます。補正通知書の送付を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

(2) 申請内容の審査

名護市の職員より、申請者に対して、申請書や添付書類に記入された内容の詳細について質問をし、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

5 猶予が許可された場合

換価の猶予が許可された場合には、「換価の猶予許可通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおりになんて納付してください。

なお、審査の結果により、次のような許可や一部許可などがあります。

- (1) 猶予を受けようとする金額の一部についてのみ、許可される場合
- (2) 猶予を受けようとする期間よりも、短い猶予期間で許可される場合
- (3) 申請書に記載された分割納付計画とは異なる内容の計画により許可される場合

※換価の猶予が許可された場合であっても、督促状が送付されますのでご了承ください。

6 猶予が不許可となる場合

次のいずれかに該当する場合は、換価の猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に不服申し立てをすることができます。

- (1) 猶予の要件に該当しない場合
- (2) 申請者について強制換価手続が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする国民健康保険税を猶予期間内に完納することができないと認められる場合（繰上徴収の発生）
※「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。
- (3) 申請者が、猶予の審査をするために職員が行う質問に対して回答せず、または帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した場合
- (4) 不当な目的で猶予の申請がされた場合や、申請が誠実にされたものではない場合

7 猶予の取消または猶予期間の短縮

換価の猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

- (1) 猶予を受けている者について、「6 猶予が不許可となる場合」の(2)と同様の事情があり、猶予を受けている国民健康保険税を猶予期間内に完納することができないと認められる場合
- (2) 分割納付計画のとおりになしに納付しない場合
- (3) 担保の変更等の命令に応じない場合
- (4) 猶予を受けている国民健康保険税以外に、新たな滞納が発生した場合
- (5) 偽りその他不正な手段によって猶予の申請がされ、その偽りその他不正が判明した場合

「換価の猶予申請書」の書き方

以下の記入例と次のページの説明をよく読み、申請書を記入してください。

※猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合は、「財産収支状況書」をこの申請書に添付して提出してください。猶予を受けようとする金額が100万円以上の場合は、「財産目録」と「収支の明細書」をこの申請書に添付して提出してください。

※以上の書類のほか、申請する内容によってその他の書類の提出を求められる場合があります。

※記入例

住所、連絡先、氏名を記入し、押印してください。

申請書を提出する日を記入してください。

換 価 の 猶 予 申 請 書

名護市長 殿

地方税法第15条の6の2第1項の規定により、次のとおり換価の猶予を申請します。

申請者	住所 (所在地)	沖縄県名護市△△ ×-××-×		申請年月日	令和○年10月20日				
	氏名 (名称)	名護 太郎		※職員記入	通信日付印 申請書番号 処理年月日				
納付すべき徴収金	調定年度	税目	通知書番号等	期(月)	税額	加算金 延滞金 法律による金額	督促 手数料	合計	納期限
	○○	国民健康保険税	×××××	1	84,000	要	100	84,100	令和○年7月31日
	○○	国民健康保険税	×××××	2	83,000	要	100	83,100	令和○年8月31日
	○○	国民健康保険税	×××××	3	83,000	要	100	83,100	令和○年9月30日
1	滞納処分費		—		円	総合計		250,300 円	
納付又は納入が困難である金額		200,000		円					
2	A建築株式会社からの下請けで住宅家屋の建設を行っているが、単価の引き下げなどにより売り上げは前年度に比べて65%まで落ち込んでおり、仕入先であるE株式会社への支払いも遅れがちである。 A建築株式会社からの入金をすべて国民健康保険税の納付に充てた場合には、E株式会社への支払いができない。そうすると今後、材料を仕入れることができなくなってしまうおそれがあり、事業の継続が困難となってしまう。								
納付計画	年 月 日	納付金額	年 月 日	納付金額	年 月 日	納付金額			
	令和○年10月30日	20,000 円	令和△年2月28日	40,000 円					
	令和○年11月30日	30,000 円	令和△年3月31日	40,300 + 延滞金					
	令和○年12月31日	30,000 円							
	令和△年1月31日	40,000 円							
猶 予 期 間		令和○年 10 月 20 日から 令和△年 3 月 31 日まで							
担 保	☐ 有 ☒ 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情							
3	添付する書類欄 ☐ 収支の明細書 ☐ 財産目録 ☒ 財産収支状況書 ☐ 担保関係書類 ☐ その他()								

換価の猶予の申請をするときに、未納となっている国民健康保険税について詳細を記入します。延滞金については、本税を納付していないときは、「要」と記入します。

「財産収支状況書」の「4 分割納付計画」欄から納付計画を転記します。※猶予を受けようとする金額が100万円以上の場合は、「収支の明細書」の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄から転記します。

「猶予期間の開始日」から「納付計画の最終日」を猶予期間として記入します。※「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき国民健康保険税の納期限以前に申請書を提出する場合は、納期限の翌日を「猶予期間の開始日」とします。

申請書に添付する書類にチェックを記入します。

1 「納付又は納入が困難である金額」欄

「納付すべき徴収金」の合計額から「財産収支状況書」の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記入します。

※猶予を受けようとする金額が100万円以上の場合は、「財産目録」の「3 現在納付可能資金額」欄の「③現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記入します。

《記入例》

250,000円	—	50,000円	=	<u>200,000円</u>
(納付すべき徴収金の合計額)		(現在納付可能資金額)		(納付を困難とする金額)

2 「一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細」欄

国民健康保険税を一時的に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を、具体的に記入します。

《記入例》

個人事業で運送業を営んでいるが、取引先の1つであったC株式会社の事業縮小のため、C株式会社との契約が昨年11月をもって終了することとなった。

C株式会社との取引は、売上の約30%を占めていたため、資金繰りが急速に悪化した。現在は、事業に係る経費や生活費を節約するほか、家賃の安い住居に転居することにより、燃料費等の事業資金や生活費を捻出している状況である。

今月の入金額をすべて国民健康保険税の納付に充てた場合には、事業資金の支払いだけでなく、生活費の捻出も厳しくなり、生活の維持が困難となってしまう。

3 「担保」欄

猶予を受けるにあたり、担保を提供する必要がある場合は「□有」に、担保を提供する必要がある場合は「□無」にチェックを付けます。

※猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要がありません。

- ① 猶予を受けようとする金額が50万円以下の場合
- ② 猶予を受ける期間が6か月以内の場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情がある場合

「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

提供する担保の種類、数量、価額および所在等を記入します。

※担保を提供する必要がある場合の①または②に該当する場合には、この欄は記入不要です。

③に該当する場合には、その担保を提供することができない特別の事情を記入します。

《記入例》

(不動産を担保として提供する場合)

担保	☒ 有 ☐ 無	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情	種別：土地 地目：宅地 地積：120㎡ 所有者：〇〇 〇〇 所在地：〇〇市△△ ×－××－×
----	---	--------------------------	--

(保証人の保証を担保として提供する場合)

担保	☒ 有 ☐ 無	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情	保証人氏名：〇〇 〇〇 保証人住所：〇〇市△△ ×－××－×
----	---	--------------------------	-----------------------------------

(担保を提供することができない特別の事情がある場合)

担保	☐ 有 ☒ 無	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情	提供できる担保の種類に該当する財産を所有していないため。
----	---	--------------------------	------------------------------

※担保の種類

地方税法により提供することができることとされている担保の種類は、次に掲げるものであり、この中からなるべく処分の容易なもので、価額の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- ① 国債及び地方債
- ② 地方団体の長が確実と認める社債その他の有価証券
- ③ 土地
- ④ 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- ⑤ 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- ⑥ 地方団体の長が確実と認める保証人の保証

1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件

次に掲げる要件のすべてに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

(1) 次のいずれかに該当する事実（納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由によって生じた事実に限ります。以下「猶予該当事実」といいます。）があること

- ① 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、または盗難に遭ったこと
- ② 納税者または生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③ 納税者が事業を廃止し、または休止したこと
- ④ 納税者が事業につき著しい損害を受けたこと

※「事業につき著しい損害を受けた」とは、徴収猶予を受けようとする期間の前日以前の1年間（調査期間）の損益計算において、調査期間の直前1年間（基準期間）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていることをいいます。

- ⑤ 納税者に以上の①から④までに類する事実があったこと

(2) 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき国民健康保険税を一時的に納付することができないと認められること

(3) 徴収猶予申請書の提出があること

(4) 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

※次のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受けようとする金額が50万円以下の場合
- ② 猶予を受ける期間が6か月以内の場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情がある場合

2 本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき額が確定した場合の徴収猶予の要件

次に掲げる要件のすべてに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

(1) 法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した国民健康保険税があること

(2) 納税者が（1）の国民健康保険税を一時的に納付することができない理由があると認められること

(3) 納税者から（1）の国民健康保険税の納期限までに申請書の提出があること

(4) 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

※担保の取扱い、災害等に基づく徴収猶予の申請の場合と同様です。

3 猶予期間

徴収猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国民健康保険税を完納することができると認められる期間に限られます。

また、猶予を受けた国民健康保険税は、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※徴収猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に延長の申請をすることにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年の範囲内で猶予期間の延長が認められることがあります。

4 申請のための書類

徴収猶予を申請する場合は、次の書類をそろえて窓口へ提出してください。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額が100万円以下	猶予を受けようとする金額が100万円を超える
① 「徴収猶予申請書」 ② 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証明する書類（※） ③ 「財産収支状況書」	① 「徴収猶予申請書」 ② 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証明する書類（※） ③ 「財産目録」 ④ 「収支の明細書」

※猶予該当事実があることを証明する書類には、例えば次のようなものがあります。詳しくは、窓口にお問い合わせください。

- ① 災害または盗難のときは、罹災証明書、盗難の被害届の写しなど
- ② 病気または負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
- ③ 事業の廃止または休止のときは、廃業届など
- ④ 事業について著しい損害を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの仮決算書など

(2) 担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権の設定のための書類（不動産等を担保とする場合）などを提出する必要があります。

なお、担保を提供する必要がないと認められる場合には、提出不要です。

5 提出された申請書等の審査

提出のあった書類を、すべてそろっているか、必要な事項が記入されているかを確認し、徴収猶予の許可・不許可の判定や、猶予を許可する金額、期間などの審査を行います。

(1) 申請書等の補正

必要な書類が提出されていない場合や、書類の記入に不備がある場合は、電話連絡等により補正をお願いすることがあります。

なお、申請者と連絡が取れない場合は、「補正通知書」が送付されます。補正通知書の送付を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

(2) 申請内容の審査

名護市の職員より、申請者に対して、申請書や添付書類に記入された内容の詳細について質問をし、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

6 猶予が許可された場合

徴収猶予が許可された場合には、「徴収猶予許可通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおりになんて納付してください。

なお、審査の結果により、次のような許可や一部許可などがあります。

- (1) 猶予を受けようとする金額の一部についてのみ、許可される場合
- (2) 猶予を受けようとする期間よりも、短い猶予期間で許可される場合
- (3) 申請書に記載された分割納付計画とは異なる内容の計画により許可される場合

※徴収猶予が許可された場合は、その期間中、猶予に係る国民健康保険税について、新たに督促状は送付されません。

7 猶予が不許可となる場合

次のいずれかに該当する場合は、徴収猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に不服申し立てをすることができます。

- (1) 猶予の要件に該当しない場合
- (2) 申請者について強制換価手続が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする国民健康保険税を猶予期間内に完納することができないと認められる場合（繰上徴収の発生）

※「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。

- (3) 申請者が、猶予の審査をするために職員が行う質問に対して回答せず、または帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した場合
- (4) 不当な目的で猶予の申請がされた場合や、申請が誠実にされたものではない場合

8 猶予の取消または猶予期間の短縮

徴収猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

- (1) 猶予を受けている者について、「7 猶予が不許可となる場合」の(2)と同様の事情があり、猶予を受けている国民健康保険税を猶予期間内に完納することができないと認められる場合
- (2) 分割納付計画のとおりになし納付しない場合
- (3) 担保の変更等の命令に応じない場合
- (4) 猶予を受けている国民健康保険税以外に、新たな滞納が発生した場合
- (5) 偽りその他不正な手段によって猶予の申請がされ、その偽りその他不正が判明した場合

「徴収猶予申請書」の書き方

以下の記入例と次のページの説明をよく読み、申請書を記入してください。

※猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合は、「財産収支状況書」をこの申請書に添付して提出してください。猶予を受けようとする金額が100万円以上場合は、「財産目録」と「収支の明細書」をこの申請書に添付して提出してください。

※以上の書類のほか、申請する内容によってその他の書類の提出を求められる場合があります。

※記入例

徴収猶予申請書

住所、連絡先、氏名を記入し、押印してください。

申請書を提出する日を記入してください。

1 護市長 殿

地方税法第15条の2第1項の規定(地方税法第15条第1項第2号該当)により、次のとおり徴収猶予の申請をします。

申請者	住所 (所在地)	沖縄県名護市△△ ×-××-×			申請年月日	令和○年 7月20日	
	電話番号	○○○(××××)△△△△ 携帯電話 ○○○(××××)△△△△			※職員記入		
	氏名 (名称)	名護 太郎 (名護)			通信日付印		
					申請書番号		
					処理年月日		

納付すべき徴収金	調定年度	税目	通知書番号等	期	税額	加算金 延滞金	督促 手数料	合計	納期限
○	国民健康保険税	×××××	1	84,000	法律による金額 要		84,000	令和○年7月31日	
○	国民健康保険税	×××××	2	83,000	法律による金額 要		83,000	令和○年8月31日	
○	国民健康保険税	×××××	3	83,000	法律による金額 要		83,000	令和○年9月30日	
					法律による金額				

2	滞納処分費	—	円	総合計	250,000	円
	納付すべき徴収金のうち、徴収猶予を受けようとする金額	200,000	円	分割納付の有無	☒ 有 ☐ 無	

徴収猶予の申請をするときに、未納となっている国民健康保険税について詳細を記入します。延滞金については、本税を納付していないときは、「要」と記入します。

3 猶予該当事実の詳細(地方税法第15条の2第1項の規定により申請する場合に限る。)

令和○年5月3日に交通事故に遭い、その日から令和○年5月30日まで△△病院に入院していた。(傷病名:下顎骨骨折、右上腕骨骨折、橈骨神経麻痺)
現在もリハビリテーションが必要なため、通院中である。(全治約3か月)

一時に納付することができない事情の詳細

△△病院に治療費と入院費の支払いで急な出費がかさみ、生活が厳しい。
また、神経麻痺の回復が見込まれるのは8月中旬頃であり、それまでの間就労できない。そのため、収入が減少するので一時的に納付することができない。

「財産収支状況書」の「4 分割納付計画」欄から納付計画を転記します。
※猶予を受けようとする金額が100万円以上の場合は、「収支の明細書」の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄から転記します。

納付計画	年 月 日	納付金額	年 月 日	納付金額	年 月 日	納付金額
	令和○年8月15日	10,000 円	令和○年12月15日	40,000 円		円
	令和○年9月15日	10,000 円	令和△年1月15日	40,000 円		円
	令和○年10月15日	20,000 円	令和△年2月15日	40,000 円		円
	令和○年11月15日	40,000 円		円		円

4 猶予期間

令和○年 8 月 1 日から 令和△年 2 月 15 日まで

「猶予期間の開始日」から「納付計画の最終日」を猶予期間として記入します。

5 担保

☐ 有

☒ 無

担保財産の詳細又は提供できない特別の事情

※「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき国民健康保険税の納期限以前に申請書を提出する場合は、納期限の翌日を「猶予期間の開始日」とします。

添付する書類欄

☒ 猶予該当事実証明書類 ☐ 収支の明細書 ☐ 財産目録 ☒ 財産収支状況書 ☐ 担保関係書類
☐ その他()

申請書に添付する書類にチェックを記入します。

1

「地方税法第15条の2第____項の規定（地方税法第15条第____項第____号該当）

により、次のとおり徴収猶予の申請をします。」欄

下線部に適用条項を記入します。適用条項は、次のとおり申請の内容ごとに異なります。

徴収猶予に該当する要件		記入する条項
災害等により納付困難となった場合の徴収猶予	納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、または盗難に遭ったこと	地方税法第15条の2第 <u>1</u> 項の規定 (地方税法第15条第 <u>1</u> 項第 <u>1</u> 号該当)
	納税者または生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと	地方税法第15条の2第 <u>1</u> 項の規定 (地方税法第15条第 <u>1</u> 項第 <u>2</u> 号該当)
	納税者が事業を廃止し、または休止したこと	地方税法第15条の2第 <u>1</u> 項の規定 (地方税法第15条第 <u>1</u> 項第 <u>3</u> 号該当)
	納税者が事業につき著しい損失を受けたこと	地方税法第15条の2第 <u>1</u> 項の規定 (地方税法第15条第 <u>1</u> 項第 <u>4</u> 号該当)
	納税者に上記4つの猶予該当事実のいずれかに類する事実があったこと	地方税法第15条の2第 <u>1</u> 項の規定 (地方税法第15条第 <u>1</u> 項第 <u>5</u> 号該当)
本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき額が確定した場合の徴収猶予		地方税法第15条の2第 <u>2</u> 項の規定 (地方税法第15条第 <u>2</u> 項該当)

2

「徴収猶予を受けようとする金額」欄

「納付すべき徴収金」の合計額から「財産収支状況書」の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記入します。

※猶予を受けようとする金額が100万円以上の場合は、「財産目録」の「3 現在納付可能資金額」欄の「③現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記入します。

※災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を受けようとする場合は、猶予該当事実があったことにより納税者が支出した金額、または損失を受けた金額が、猶予を認められる限度額となります。（支出または損失に対応して受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合には、その受領した金額を支出または損失を受けた金額から差し引きます。）

《記入例》

250,000円	—	50,000円	=	200,000円 ①
(納付すべき徴収金の合計額)		(現在納付可能資金額)		(納付を困難とする金額)
620,000円	—	320,000円	=	300,000円 ②
(支出または損失の額)		(受領した保険金等)		(猶予該当事実による支出または損失)
300,000円 ②	>	200,000円 ①	⇒	<u>200,000円</u>
(猶予該当事実による支出または損失)		(納付を困難とする金額)		(猶予を受けようとする金額)
※上記①と②を比べて金額が小さい方を、猶予を受けようとする金額欄に記入します。				

3 「猶予該当事実の詳細」欄

災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細を記入します。なお、本来の期限から1年を経過した後に納付すべき額が確定した場合の徴収猶予を申請する場合は記入する必要はありませんが、やむを得ない理由により申請書の提出期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由をこの欄に記入します。

※この場合の「やむを得ない理由」とは、その猶予を受けようとする保険税を、納付すべきことを知ったときから徴収猶予の申請書および添付書類の作成のために通常必要と認められる期間（おおむね1か月程度）内に徴収猶予の申請書が提出されたこと、その他納税者の責めに帰することができないと認められる理由をいいます。

「一時に納付することができない事情の詳細」欄

猶予該当事実があったことにより、納税者が資金の支出をし、または損失を受け、その支出または損失があることが、一時的に納付することができない原因になっているという事情の詳細を具体的に記入します。

《記入例》

猶予該当事実の種類	「猶予該当事実の詳細」欄	「一時に納付することができない事情の詳細」欄
災害等	令和○年△月×日、台風○号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の復旧までの間、営業を行うことができなかった。	店舗の床上浸水のため、復旧して営業を再開するために10日間を要した。そのため、その間の売上利益に相当する50万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。
病気・負傷	令和○年△月×日に交通事故に遭い、その日から3か月間○○病院に入院し、その後も通院している。	○○病院に治療費及び入院費として、令和○年△月から令和○年×月までの間に合計89万円を支払い、△△生命保険から保険金26万円を受領しているため、差引金額である63万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。
事業の休廃止	近隣に大型店舗が進出したことにより、令和○年△月から×月までの売上が前年比70%減となるなど業績が著しく悪化したため、令和○年□月に従業員を全員解雇し、衣料品販売業を廃業した。	廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失67万円および従業員3人を解雇した際に支払った退職金の合計135万円を合わせた202万円が、猶予該当事実があったことによる支出または損失となっている。
事業の著しい損失	令和×年3月期は250万円の利益があったが、令和×年6月から主要取引先の○○社からの受注がなくなったことなどから、令和○年3月期は150万円の損失となってしまった。	令和○年3月期の損失150万円のうち、令和×年3月期の利益金額250万円の2分の1の金額125万円を超える部分である25万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。
本来の期限から1年を経過した後に納付すべき税額が確定した場合	※原則として記入不要 (やむを得ない理由により、申請期限後に申請書の提出をする場合は、そのやむを得ない理由を記入します。)	納付すべき税額30万円のうち、納期限までに納付できる金額は5万円のみであり、残額の25万円については、一時的に納付することができない。

4 「猶予期間」欄

この欄には、「猶予期間の開始日」から「納付計画の最終日」を記入します。

※「猶予期間の開始日」は、通常は申請書を提出する日ですが、以下の場合にはそれぞれの日となります。

- ・申請書を提出する日が猶予を受けようとする保険税の納期限以前の場合は、納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。
- ・災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日を「猶予期間の開始日」とすることができます。

5 「担保」欄

猶予を受けるにあたり、担保を提供する必要がある場合は「□有」に、担保を提供する必要がある場合は「□無」にチェックを付けます。

※猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要がありません。

- ① 猶予を受けようとする金額が50万円以下の場合
- ② 猶予を受ける期間が6か月以内の場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情がある場合

「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

提供する担保の種類、数量、価額および所在等を記入します。

※担保を提供する必要がある場合の①または②に該当する場合には、この欄は記入不要です。

③に該当する場合には、その担保を提供することができない特別の事情を記入します。

《記入例》

(不動産を担保として提供する場合)

担保	☒ 有 ☐ 無	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情	種別：土地 地目：宅地 地積：120㎡ 所有者：〇〇 〇〇 所在地：〇〇市△△ ×-××-×
----	---	--------------------------	--

(保証人の保証を担保として提供する場合)

担保	☒ 有 ☐ 無	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情	保証人氏名：〇〇 〇〇 保証人住所：〇〇市△△ ×-××-×
----	---	--------------------------	-----------------------------------

(担保を提供することができない特別の事情がある場合)

担保	☐ 有 ☒ 無	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情	提供できる担保の種類に該当する財産を所有していないため。
----	---	--------------------------	------------------------------

※担保の種類

地方税法により提供することができることとされている担保の種類は、次に掲げるものであり、この中からなるべく処分の容易なもので、価額の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- ① 国債及び地方債
- ② 地方団体の長が確実と認める社債その他の有価証券
- ③ 土地
- ④ 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- ⑤ 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- ⑥ 地方団体の長が確実と認める保証人の保証

「財産収支状況書」の書き方

「財産収支状況書」は、猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合に、猶予申請書に添付して提出する必要があります。
以下の記入例と説明をよく読み、記入してください。

※記入例

財 産 収 支 状 況 書

整理番号

申請書を提出する日を記入してください。

令和〇〇年 7月 20日

1 住所・氏名等

住所 所在地	沖縄県名護市△△ ×-××-×	氏名 名称	名護 太郎
-----------	-----------------	----------	-------

2 現在納付可能資金額

現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金		10,000 円	10,000 円	☐ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他〔 〕
〇〇銀行 △△支店	普通	210,000 円	40,000 円	☐ 運転資金 ☒ 生活費 ☐ その他〔 〕
××信用金庫 △△支店	当座	300,000 円	0 円	☒ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他〔 〕
		円	円	☐ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他〔 〕
現在納付可能資金額			50,000 円	

この金額は直ちに納付に充てることができる金額です。

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）

区 分	見 込 金 額
収 入	
売上、給与、報酬	890,000 円
その他（ ）	円
① 収 入 合 計	890,000 円
支 出	
仕入	250,000 円
給与、役員給与	185,000 円
家賃等	70,000 円
諸経費	100,000 円
借入返済	65,000 円
	円
	円
生活費（扶養親族 2人）	180,000 円
② 支 出 合 計	850,000 円
③ 納 付 可 能 基 準 額 （ ① - ② ）	40,000 円

4 分割納付計画

分割納付金額	備考
8 月 10,000 円	
9 月 10,000 円	
10 月 20,000 円	
11 月 40,000 円	
12 月 40,000 円	
1 月 40,000 円	
2 月 40,000 + 延滞金 円	
月 円	
月 円	
月 円	
月 円	

猶予申請書の「納付計画」欄に転記します。

「③納付可能基準額」に記入した金額を分割納付金額として記入します。ただし、臨時的な収入もしくは支出がある月において、納付可能基準額よりも増額または減額した金額により納付する場合には、その増額または減額した金額を記入します。

5 財産等の状況

(1) 売掛金・貸付金等の状況

4	売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所	売 掛 金 等 の 額	回収予定日	種 類	回 収 方 法	
	A 建築株式会社	〇〇市△△町×-×-×	500,000 円	〇〇・8・25	売掛金	振込み
	有限会社〇〇工務店	〇〇市△△町×-×-×	180,000 円	〇〇・9・10	売掛金	小切手
	株式会社××ホーム	〇〇市△△町×-×-×	50,000 円	〇〇・10・7	貸付金	現金

(2) その他の財産の状況

不動産等	資材置き場用土地（〇〇市△△町××）	国債・株式等	△△株式会社（関連会社）未上場株式1株
車 両	業務用車両1台 （ミニバン、△△330あ〇〇〇〇、ローンあり）	そ の 他 （保険等）	〇〇生命保険

(3) 借入金・買掛金の状況

借 入 先 等 の 名 称	借入金等の金額	月 額 返 済 額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担 保 提 供 財 産 等
〇〇リース	500,000 円	15,000 円	△△年3月	可・ ☒ 否	
〇〇銀行△△支店	3,500,000 円	50,000 円	△△年8月	可・ ☒ 否	資材置き場用土地

※各欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記入して提出してください。

1 「現在納付可能資金額」欄

この欄では、申請書を提出する日現在において、直ちに納付することができる金額を計算します。

① 現金及び預貯金等	② 預貯金等の種類	③ 預貯金等の額	④ 納付可能金額	⑤ 納付に充てられない事情
現金				☐ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他〔 〕
〇〇銀行 △△支店	普通	10,000 円	10,000 円	☐ 運転資金 ☒ 生活費 ☐ その他〔 〕
××信用金庫 △△支店	当座	210,000 円	40,000 円	☒ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他〔 〕
		300,000 円	0 円	☐ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他〔 〕
		円	円	☐ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他〔 〕
現在納付可能資金額			50,000 円	⑥

①「現金及び預貯金等」欄には、申請書を提出する日現在の預貯金等がある金融機関等の名称・支店名、上場株式などの売却が容易な財産」の名称・数量を記入します。

②「預貯金等の種類」欄には、預貯金について、普通、当座、定期、貯蓄等の種類を記入します。

③「預貯金等の額」欄には、申請書を提出する日現在の手持ち現金の金額および預貯金等の金額を記入します。

④「納付可能金額」欄には、納付することができる金額を記入します。

⑤「納付に充てられない事情」欄には、預貯金等の額のうち、納付できない事情がある場合に、当てはまる事情にチェック☑を付けます。

「☐運転資金」には、申請書を提出する日からおおむね1か月以内（以下「計算期間」といいます。）の事業に係る支出に充てて必要があるときにチェックを付けます。

「☐生活費」には、納税者が個人である場合で、計算期間に支出する生活費に充てて必要があるときにチェックを付けます。

「☐その他」にチェックを付けた場合は、その事情を〔 〕内に具体的に記入します。

⑥「現在納付可能資金額」欄には、納付可能金額の合計額を記入します。

※この欄に記入した金額は、直ちに納付できる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。

なお、納付がない場合には、猶予が不許可となることがありますので、ご注意ください。

2 「今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入と支出の見込金額を記入します。この欄で計算した「③納付可能基準額」を基に「4 分割納付計画」を記入します。

『収入』欄

売上収入その他の経常的な収入をすべて税込金額で記入します。（納税者が個人の場合には、給与収入や報酬も記入します。）

『支出』欄

①事業に係る支出

仕入、給与・役員給与（人件費）、家賃等、諸経費、借入返済、その他の支出を記入します。

なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、例えば、次に掲げるようなものは認められないことに留意してください。

- ・ 不要不急の財産の取得のための支出
- ・ 期間の定めのない債務の弁済のための支出

※減価償却など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

また、給与、報酬などの支出の見込金額は、源泉徴収する所得税等を差し引いた金額を記入してください。

②生活費（納税者が個人の場合）

納税者および納税者と生計を一にする配偶者、その他の親族の生活費として、次のAまたはBのいずれかの方法により計算した金額を記入します。

なお、納税者と生計を一にする配偶者、その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を次のAまたはBのいずれかの方法により計算した金額から減算します。

- A** 納税者および納税者と生計を一にする配偶者、その他の親族の生活費として、①納税者本人につき100,000円、②生計を一にする配偶者その他の親族1人につき45,000円、③手取り額（※）から①および②を差し引いた金額の100分の20に相当する金額（または①および②の合計額の2倍に相当する額のいずれか少ない額）の合計額（以下「基準額」といいます）。
- なお、納税者および納税者と生計を一にする配偶者、その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費などの生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を基準額に加算することができます。

※「手取り額」とは、それぞれ次のとおりです。

- ・給与所得者：直近1か月分の給与収入から源泉所得税、地方税および社会保険料等を控除した金額
- ・個人事業者および不動産所得者

青色申告者：直近の年分の確定申告における青色申告決算書の青色申告特別控除前の所得金額から計算期間に相当する金額

白色申告者：直近の年分の確定申告における収支内訳書の専従者控除前の所得金額から計算期間に相当する金額

- B** 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。

《【備考】欄の記入例》（Aの方法により計算した場合）

（給与手取り額：35万円、4人家族（納税者本人、妻、子2人）の場合）

納税者は、妻と子2人を扶養しているが、妻にはパート収入が月5万円程度ある。

また、納税者は、病気のため定期的に病院へ通院しており、月に15,000円程度の医療費を支払っている。

$$\begin{array}{rclcl} 100,000\text{円} \textcircled{1} & + & (45,000\text{円} \times 3\text{人}) \textcircled{2} & = & 235,000\text{円} \textcircled{a} \\ \text{(納税者本人の生活費)} & & \text{(生計を一にする親族の生活費)} & & \\ 235,000 \textcircled{a} & + & \{ (350,000\text{円} - 235,000 \textcircled{a}) \times 20/100 \} \textcircled{3} & = & 258,000\text{円} \\ & & \text{(手取り額)} & & \text{(基準額)} \\ 258,000\text{円} & + & 15,000\text{円} & - & 50,000\text{円} = 223,000\text{円} \\ \text{(基準額)} & & \text{(医療費)} & & \text{(妻の給与収入)} \quad \text{(生活費)} \end{array}$$

生活費をAの方法により計算した場合には、上記の記入例のように、基準額を求める計算式のほか、基準額に加算または減算するものがある場合に、その理由を【備考】欄に記入します。Bの方法により計算した場合には、その積算した食費、家賃、水道光熱費などの金額の内訳を【備考】欄に具体的に記入します。

3 「分割納付計画」欄

この欄には、前述で記入した「今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準額」を基に具体的な納付計画を記入します。この欄に記入した納付計画は、猶予申請書の「納付計画」欄に転記します。

『月』欄

猶予期間中のすべての月を記入します。

『分割納付金額』欄

猶予期間中の各月における納付金額は、「③納付可能基準額」に記入した金額とします。ただし、臨時的な収入もしくは支出がある月において、納付可能基準額よりも増額または減額した金額で納付する場合には、その増額または減額した金額を記入します。

なお、延滞金に加算されている場合は、最終納付年月日の「⑤分割納付金額」欄に、「〇〇円（本税の残額）＋延滞金」と記入します。

『備考』欄

「分割納付金額」欄の金額を納付可能基準額よりも増額または減額した金額としている月について、その増額または減額した理由を記入します。

《記入例》

(臨時的な収入) ・不動産の売却による収入(〇〇円)があるため ・借入による入金(〇〇円)があるため ・貸付金の回収による入金(〇〇円)があるため	(臨時的な支出) ・製造用機械買い替えによる支出(〇〇円)があるため ・家屋の修繕費(〇〇円)の支出があるため ・〇〇税の納付(〇〇円)があるため
--	--

4 「財産等の状況」欄

『売掛金・貸付金等の状況』欄

売掛金・貸付金等について、売掛先等の名称、住所、金額、回収予定日(手形の場合は支払期日)、種類および回収方法を記入します。

売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所		売 掛 金 等 の 額	回収予定日	① 種 類	② 回 収 方 法
A 建築株式会社	〇〇市△△町×-×-×	500,000 円	〇〇・8・25	売掛金	振込み
有限会社〇〇工務店	〇〇市△△町×-×-×	180,000 円	〇〇・9・10	売掛金	小切手
株式会社××ホーム	〇〇市△△町×-×-×	50,000 円	〇〇・10・7	貸付金	現金

①「種類」欄には、売掛金、貸付金、未収金等の種類を記入します。

②「回収方法」欄には、現金、振込み、手形、小切手等の回収方法を記入します。

『その他の財産の状況』欄

不動産、国債・株式等の有価証券および車両など、所有している財産の種類、数量、所在地等を記入します。

また、「その他(保険等)」には、敷金、保証金、保険等の財産を記入します。

なお、速やかに売却して納付に充てることのできるものとして、「現在納付可能資金額」欄に記入した財産については、この欄に記入する必要はありません。

不 動 産 等	資材置き場用土地(〇〇市△△町××)	国債・株式等	△△株式会社(関連会社)未上場株式1株
車 両	業務用車両1台 (ミニバン、△△330あ〇〇〇〇、ローンあり)	そ の 他 (保険等)	〇〇生命保険

『借入金・買掛金の状況』欄

借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了(支払)年月、追加借入の可否および担保提供財産等を記入します。

借 入 先 等 の 名 称	借入金等の金額	① 月 額 返 済 額	② 返済終了(支払) 年月	③ 追加借入 の可否	④ 担 保 提 供 財 産 等
〇〇リース	500,000 円	15,000 円	△△年3月	可・否	
〇〇銀行△△支店	3,500,000 円	50,000 円	△△年8月	可・否	資材置き場用土地

①「月額返済額」欄には、毎月の平均的な返済額を記入します。

②「返済終了(支払)年月」欄には、借入金の返済が終了する、または買掛金等を支払う年月を記入します。

③「追加借入の可否」欄には、借入の枠が残っているなど、追加借入ができる場合は「可」に、できない場合は「否」に○印を付けます。

④「担保提供財産等」欄には、借入等のために抵当権を設定しているものなど、担保として提供している財産等の詳細を記入します。

「財産目録」の書き方

「財産目録」は、猶予を受けようとする金額が100万円以上の場合に、猶予申請書に添付して提出する必要があります。
以下の記入例と説明をよく読み、記入してください。

※記入例

整理番号

申請書を提出する日を記入してください。

財 産 目 録

令和〇〇年 7月 20日

1 住所・氏名等

住 所 所在地	沖縄県名護市△△ ×-××-×	氏 名 名 称	名 護 太 郎
------------	-----------------	------------	---------

2 財産の状況

① 預貯金等の状況					
金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金	現 金	20,000 円			円
A 銀行〇〇支店	普通	130,000 円			円
B 信用金庫△△支店	普通	300,000 円			円
預 貯 金 等 合 計 (A)					450,000 円

② 売掛金・貸付金等の状況					
売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所	種類	回収予定日	回収方法	売掛金等の額	
A 建築株式会社	〇〇市△△町×-×-×	売掛金	〇〇・8・10	振込み	400,000 円
有限会社〇〇工務店	〇〇市△△町×-×-×	売掛金	〇〇・8・5	手形	180,000 円
株式会社Bホーム	〇〇市△△町×-×-×	売掛金	〇〇・8・25	現金	120,000 円
合同会社△△設備	〇〇市△△町×-×-×	貸付金	〇〇・12・10	現金	300,000 円

(3) その他の財産の状況				担保等	直ちに納付に 充てられる金額
3		財 産 の 種 類			
国債・株式等	株式会社〇〇 上場株式100株		☐	100,000 円	
不 動 産 等	工場の土地・建物（〇〇市△△町×-×-×）		☒	0 円	
車 両	事業用車両3台		☐	0 円	
そ の 他 財 産 (敷金、保証金、保険等)	営業所敷金（500,000円）、〇〇生命保険、 A 銀行〇〇支店（定期預金400,000円）		☒	0 円	
			合計(B)	100,000 円	

④ 借入金・買掛金の状況					
借 入 先 等 の 名 称	借入金等の金額	月 額 返 済 額	返済終了(支払) 年月	追加借入 の可否	担 保 提 供 財 産 等
A 銀行〇〇支店	9,000,000 円	150,000 円	△△年3月	可・否	工場の土地・建物、定期預金
B 信用金庫△△支店	1,800,000 円	70,000 円	△△年5月	可・否	
	円	円	年 月	可・否	

⑤ 現在納付可能資金額		
①当座資金額 ((A)+(B))	②当面の必要資金額((C))	③現在納付可能資金額(①-②)
550,000 円	500,000 円	50,000 円

「②当面の必要資金額」の内容		
項 目	金 額	内 容
支出見込		
事業支出	1,000,000 円	仕入200,000円+給与180,000円+工場修繕費350,000円+借入金返済220,000円+諸経費50,000円
生活費 (個人の場合のみ)	200,000 円	【扶養親族 2 人】家賃65,000円+食費35,000円+水道光熱費15,000円+通信費12,000円+燃料費20,000円+教育費10,000円+病院代20,000円+自動車ローン23,000円
収入見込	700,000 円	事業収入(取引先3社から)
(支出見込)-(収入見込)(C)	500,000 円	マイナスになった場合は0円

(A)と(B)の合計金額を「①当座資金額」欄へ記入します。

この金額は直ちに納付に充てることができる金額です。

「②当面の必要資金額」欄へ転記します。

※各欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記入して提出してください。

1 「預貯金等の状況」欄

金融機関等の名称	① 預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金	現金	20,000 円			円
A 銀行〇〇支店	普通	130,000 円			円
B 信用金庫△△支店	普通	300,000 円			円
② 預 貯 金 等 合 計 (A)					③ 450,000 円

①申請書を提出する日現在の、自宅や事務所等に保管している手持ち現金の額を記入します。

②預貯金等については、金融機関の名称および支店名、預貯金等の種類（普通、当座、定期、貯蓄など）およびその金額を記入します。

③手持ち現金および預貯金等の額の合計を「預貯金等合計（A）」欄に記入します。

※預貯金等のうち、借入の担保になっているものについては、「その他の財産の状況」欄に記入します。

2 「売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛金・貸付金等について、売掛先の名称、住所、種類、回収予定日（手形の場合は支払期日）、回収方法および金額をそれぞれの欄に記入します。

売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所	① 種類	回収予定日	② 回収方法	売掛金等の額
A 建築株式会社	〇〇市△△町×-×-×	〇〇・8・10	振込み	400,000 円
有限会社〇〇工務店	〇〇市△△町×-×-×	〇〇・8・5	手形	180,000 円
株式会社Bホーム	〇〇市△△町×-×-×	〇〇・8・25	現金	120,000 円
合同会社△△設備	〇〇市△△町×-×-×	〇〇・12・10	現金	300,000 円

①「種類」欄には、売掛金、貸付金、未収金等の種類を記入します。

②「回収方法」欄には、現金、振込み、手形、小切手等の回収方法を記入します。

3 「その他の財産の状況」欄

財 産 の 種 類	①	② 担保等	③ 直ちに納付に 充てられる金額
国債・株式等	株式会社〇〇 上場株式100株	☐	100,000 円
不 動 産 等	工場の土地・建物（〇〇市△△町×-×-×	☒	0 円
車 両	事業用車両3台	☐	0 円
そ の 他 財 産 (敷金、保証金、保険等)	営業所敷金(500,000円)、〇〇生命保険、 A 銀行〇〇支店(定期預金400,000円)	☒	0 円
合計(B)			100,000 円

①国債・株式等の有価証券、不動産等、車両などを所有している財産をそれぞれの欄ごとに具体的に記入します。また、「その他財産」欄には、敷金、保証金、保険等のほか、預貯金等のうち、借入の担保になっているものを記入します。ただし、「(1) 預貯金等の状況」欄に記入した財産は、記入する必要はありません。

②「担保等」欄には、記入した財産に抵当権等の担保が設定されている場合にチェック☑を付けます。

③「直ちに納付に充てられる金額」欄には、記入した財産のうち、現金化することが容易で、直ちに納付に充てられる金額を記入し、その合計金額を「合計（B）」欄に記入します。

4 「借入金・買掛金の状況」欄

借入先等の名称	借入金等の金額	① 月額返済額	② 返済終了(支払) 年月	③ 追加借入 の可否	④ 担保提供財産等
		円	円		
A 銀行〇〇支店	9,000,000 円	150,000 円	△△年3月	可・ ☒ 否	工場の土地・建物、定期預金
B 信用金庫△△支店	1,800,000 円	70,000 円	△△年5月	可・ ☒ 否	

- ①「月額返済額」欄には、毎月の平均的な返済額を記入します。
- ②「返済終了(支払)年月」欄には、借入金の返済が終了する、または買掛金等を支払う年月を記入します。
- ③「追加借入の可否」欄には、借入の枠が残っているなど、追加借入ができる場合は「可」に、できない場合は「否」に○印を付けます。
- ④「担保提供財産等」欄には、借入等のために抵当権を設定しているものなど、担保として提供している財産等の詳細を記入します。

5 「当面の必要資金額の内容」欄

項 目		金 額	内 容
支出見込	事業支出	1,000,000 円	仕入200,000円＋給与180,000円＋工場修繕費350,000円＋借入金返済220,000円＋諸経費50,000円
	生活費 (個人の場合のみ)	200,000 円	【扶養親族 2 人】家賃65,000円＋食費35,000円＋水道光熱費15,000円＋通信費12,000円＋燃料費20,000円＋教育費10,000円＋病院代20,000円＋自動車ローン23,000円
収入見込		700,000 円	事業収入(取引先3社からの売掛金回収額)
(支出見込)－(収入見込)(C)		500,000 円	マイナスになった場合は0円

『事業支出』欄

申請書を提出する日からおおむね1か月以内(以下「計算期間」といいます。)に支出する事業の継続のために必要不可欠な金額およびその主な内容を以下のとおり具体的に記入します。

仕入、給与・役員給与(人件費)、家賃等、諸経費、借入返済、その他の支出を記入します。

なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、例えば、次に掲げるようなものは認められないことに留意してください。

- ・不要不急の財産の取得のための支出
- ・期間の定めのない債務の弁済のための支出

※減価償却など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

また、給与、報酬などの支出の見込金額は、源泉徴収する所得税等を差し引いた金額を記入してください。

※納税者が給与所得者、年金所得者などの事業を行っていない個人である場合は、この欄は0円となります。

『生活費』欄(納税者が個人の場合)

納税者および納税者と生計を一にする配偶者、その他の親族の生活費として、次のAまたはBのいずれかの方法により計算した金額を記入します。

なお、納税者と生計を一にする配偶者、その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を次のAまたはBのいずれかの方法により計算した金額から減算します。

A 納税者および納税者と生計を一にする配偶者、その他の親族の生活費として、④納税者本人につき100,000円、⑤生計を一にする配偶者その他の親族1人につき45,000円、⑥手取り額(※)から④および⑤を差し引いた金額の100分の20に相当する金額(または④および⑤の合計額の2倍に相当する額のいずれか少ない額)の合計額(以下「基準額」といいます)。

なお、納税者および納税者と生計を一にする配偶者、その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費などの生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を基準額に加算することができます。

※「手取り額」とは、それぞれ次のとおりです。

- ・給与所得者：直近1か月分の給与収入から源泉所得税、地方税および社会保険料等を控除した金額
- ・個人事業者および不動産所得者

青色申告者：直近の年分の確定申告における青色申告決算書の青色申告特別控除前の所得金額から計算期間に相当する金額

白色申告者：直近の年分の確定申告における収支内訳書の専従者控除前の所得金額から計算期間に相当する金額

- B** 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。

《生活費の「内容」欄の記入例》（Aの方法により計算した場合）

（給与手取り額：35万円、4人家族（納税者本人、妻、子2人）の場合）

納税者は、妻と子2人を扶養しているが、妻にはパート収入が月5万円程度ある。

また、納税者は、病気のため定期的に病院へ通院しており、月に15,000円程度の医療費を支払っている。

$$\begin{array}{rclcl} 100,000\text{円}\textcircled{1} & + & (45,000\text{円} \times 3\text{人})\textcircled{2} & = & 235,000\text{円}\textcircled{3} \\ \text{(納税者本人の生活費)} & & \text{(生計を一にする親族の生活費)} & & \\ 235,000\text{円}\textcircled{3} & + & \{ (350,000\text{円} - 235,000\text{円}\textcircled{3}) \times 20/100 \}\textcircled{4} & = & 258,000\text{円} \\ & & \text{(手取り額)} & & \text{(基準額)} \\ 258,000\text{円} & + & 15,000\text{円} & - & 50,000\text{円} = \underline{223,000\text{円}} \\ \text{(基準額)} & & \text{(医療費)} & & \text{(妻の給与収入)} \quad \text{(生活費)} \end{array}$$

生活費をAの方法により計算した場合には、上記の記入例のように、基準額を求める計算式のほか、基準額に加算または減算するものがある場合に、その理由を「内容」欄に記入します。Bの方法により計算した場合には、その積算した食費、家賃、水道光熱費などの金額の内訳を「内容」欄に具体的に記入します。

『収入見込』欄

計算期間に入金予定の事業収入、給与収入、その他の収入およびその主な内容を記入します。

『（支出見込）－（収入見込）』欄

支出見込額から収入見込額を差し引いた金額（マイナスの場合は0円）を記入し、この欄の金額を「現在納付可能資金額」欄の「②当面の必要資金額」欄に転記します。

「現在納付可能資金額」欄

『①当座資金額』欄

次の金額の合計額を記入します。

- ・「預貯金等の状況」欄の「預貯金等合計（A）」に記入した金額
- ・「その他の財産の状況」欄の「合計（B）」に記入した金額

『②当面の必要資金額』欄

「当面の必要資金額の内容」欄の「（支出見込）－（収入見込）（C）」に記入した金額を転記します。

『③現在納付可能資金額』欄

「①当座資金額」から「②当面の必要資金額」を差し引いた金額を記入します。

※この欄に記入した金額は、直ちに納付できる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。

なお、納付がない場合には、猶予が不許可となることがありますので、ご注意ください。

「収支の明細書」の書き方

「収支の明細書」は、猶予を受けようとする金額が100万円以上の場合に、猶予申請書に添付して提出する必要があります。
以下の記入例と説明をよく読み、記入してください。

※記入例

申請書を提出する日を記入してください。

収 支 の 明 細 書

令和〇〇年 7月 20日

1 住所・氏名等

住 所 所在地	沖縄県名護市△△ ×-××-×	氏 名 名 称	名 護 太 郎
------------	-----------------	------------	---------

直前1年間における各月の収入及び支出の状況

年 月	① 総 収 入 金 額	② 総 支 出 金 額	③ 差 額 (①-②)	備 考
〇〇年 7月	975,000 円	810,000 円	165,000 円	
〇〇年 8月	1,110,000 円	1,050,000 円	60,000 円	
〇〇年 9月	960,000 円	1,080,000 円	▲ 120,000 円	事業用車両故障につき、その修繕費として30万円の臨時的な支出があったため。
〇〇年 10月	850,000 円	800,000 円	50,000 円	
〇〇年 11月	1,050,000 円	800,000 円	250,000 円	
〇〇年 12月	980,000 円	950,000 円	30,000 円	
△△年 1月	970,000 円	850,000 円	120,000 円	
△△年 2月	940,000 円	930,000 円	10,000 円	
△△年 3月	955,000 円	980,000 円	▲ 25,000 円	
△△年 4月	930,000 円	900,000 円	30,000 円	
△△年 5月	970,000 円	1,020,000 円	▲ 50,000 円	事業用車両3台の車検費用として35万円の臨時的な支出があったため。
△△年 6月	780,000 円	750,000 円	30,000 円	

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区 分	見 込 金 額	区 分	見 込 金 額
売上	950,000 円	仕入	200,000 円
	円	給与	180,000 円
	円	借入金返済	220,000 円
	円	諸経費	50,000 円
	円		円
	円		円
	円		円
	円	生活費(扶養親族 2人)	200,000 円
① 収 入 合 計	950,000 円	② 支 出 合 計	850,000 円
③ 納付可能基準額(①-②)	100,000 円		

この欄に記入した金額を「7分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「①納付可能基準額」欄に転記します。

【備考】生活費内訳

家賃65,000円+食費35,000円+水道光熱費15,000円+通信費12,000円+燃料費20,000円+入院代20,000円+自動車ローン23,000円

※各欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記入して提出してください。

4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

3 訳	内 容	年 月	金 額
臨時収入	合同会社△△設備への貸付金の回収	令和〇〇年 12月	300,000円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円
臨時支出	工場修繕費	令和〇〇年 8月	350,000円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円

5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる市税等

4 年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
令和〇〇年 11月	固定資産税	50,000円	年 月		円
令和△△年 2月	固定資産税	50,000円	年 月		円
令和△△年 5月	固定資産税	50,000円	年 月		円
令和△△年 7月	固定資産税	50,000円	年 月		円

6 家族（役員）の状況

5 続柄 (役職)	氏 名	生 年 月 日	収 入・報 酬(月 額) (専従者給与を含む)	職 業・所 有 財 産 等
妻	名護 花子	昭和××年 5月 11日	70,000円	〇〇商事パート
子	名護 一郎	平成〇〇年 12月 10日	円	学生
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	

7 分割納付年月日及び分割納付金額

6 納付年月日	①納付可能基準額	②季節変動等 に伴う増減額	③臨時的入出金額	④市税等納付額	⑤分割納付金額 (①+②+③-④)
令和〇〇年 8月 30日	100,000円	円	▲ 350,000円	円	0円
令和〇〇年 9月 30日	100,000円	円	円	円	100,000円
令和〇〇年 10月 30日	100,000円	円	円	円	100,000円
令和〇〇年 11月 30日	100,000円	100,000円	円	50,000円	150,000円
令和〇〇年 12月 30日	100,000円	円	300,000円	円	400,000円
令和△△年 1月 30日	100,000円	円	円	円	100,000円
令和△△年 2月 30日	100,000円	円	円	50,000円	50,000円
令和△△年 3月 30日	100,000円	円	円	円	100,000円
令和△△年 4月 30日	100,000円	円	円	円	100,000円
令和△△年 5月 30日	100,000円	円	円	50,000円	50,000円 +延滞金
年 月 日	円		円	円	円
年 月 日	円		円	円	円

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額」欄の「③納付可能基準額」をこの欄に転記します。

「納付年月日」欄および「⑤分割納付金額」欄については、猶予申請書の「納付計画」欄に転記します。

1 「直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄

申請書を提出する日の直前1年間における各月ごとの「①総収入金額」、「②総支出金額」および「③差額」を記入します。また、「③差額」欄の金額がマイナスのときは、金額の前に「▲」を付けます。

なお、臨時的な収入や支出があった月については、「備考」欄にその理由を記入します。

《「備考」欄の記入例》

- ・事業用車両の売却代金として30万円の臨時的な収入があったため。
- ・製造用機械の故障による修繕費として300万円の臨時的な支出があったため。

2 「今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入と支出の見込金額を記入します。この欄で計算した「③納付可能基準額」を「分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「①納付可能基準額」欄に転記します。

『収入』欄

売上収入その他の経常的な収入をすべて税込金額で記入します。（納税者が個人の場合には、給与収入や報酬も記入します。）

『支出』欄

①事業に係る支出

仕入、給与・役員給与（人件費）、家賃等、諸経費、借入返済、その他の支出を記入します。

なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、例えば、次に掲げるようなものは認められないことに留意してください。

- ・不要不急の財産の取得のための支出
- ・期間の定めのない債務の弁済のための支出

※減価償却など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

また、給与、報酬などの支出の見込金額は、源泉徴収する所得税等を差し引いた金額を記入してください。

②生活費（納税者が個人の場合）

納税者および納税者と生計を一にする配偶者、その他の親族の生活費として、次のAまたはBのいずれかの方法により計算した金額を記入します。

なお、納税者と生計を一にする配偶者、その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を次のAまたはBのいずれかの方法により計算した金額から減算します。

- A 納税者および納税者と生計を一にする配偶者、その他の親族の生活費として、④納税者本人につき100,000円、⑤生計を一にする配偶者その他の親族1人につき45,000円、⑥手取り額（※）から④および⑤を差し引いた金額の100分の20に相当する金額（または④および⑤の合計額の2倍に相当する額のいずれか少ない額）の合計額（以下「基準額」といいます）。
- なお、納税者および納税者と生計を一にする配偶者、その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費などの生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を基準額に加算することができます。

※「手取り額」とは、それぞれ次のとおりです。

- ・給与所得者：直近1か月分の給与収入から源泉所得税、地方税および社会保険料等を控除した金額
- ・個人事業者および不動産所得者
青色申告者：直近の年分の確定申告における青色申告決算書の青色申告特別控除前の所得金額から計算期間に相当する金額
白色申告者：直近の年分の確定申告における収支内訳書の専従者控除前の所得金額から計算期間に相当する金額

- B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。

《【備考】欄の記入例》（Aの方法により計算した場合）

（給与手取り額：35万円、4人家族（納税者本人、妻、子2人）の場合） 納税者は、妻と子2人を扶養しているが、妻にはパート収入が月5万円程度ある。 また、納税者は、病気のため定期的に病院へ通院しており、月に15,000円程度の医療費を支払っている。				
100,000円④	+	(45,000円×3人)⑤	=	235,000円(a)
(納税者本人の生活費)		(生計を一にする親族の生活費)		
235,000(a)	+	{(350,000円-235,000(a))×20/100}⑥	=	258,000円
		(手取り額)		(基準額)
258,000円	+	15,000円	-	50,000円
(基準額)		(医療費)		(妻の給与収入)
			=	<u>223,000円</u>
				(生活費)

生活費をAの方法により計算した場合には、上記の記入例のように、基準額を求める計算式のほか、基準額に加算または減算するものがある場合に、その理由を【備考】欄に記入します。Bの方法により計算した場合には、その積算した食費、家賃、水道光熱費などの金額の内訳を【備考】欄に具体的に記入します。

3 「今後1年以内における臨時的な収入及び支出の状況」欄

今後1年以内における臨時的な収入と支出の見込金額を税込金額で記入します。

『臨時収入』欄

例えば、不要不急の資産の売却、新規借入や貸付金の回収等による臨時的な収入が見込まれる場合に、その内容、年月および金額を記入します。

《記入例》

臨時収入	合同会社△△設備への貸付金の回収	令和〇〇年 1 2 月	300,000 円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円

『臨時支出』欄

例えば、事業の継続のためのやむを得ない設備・機械の購入等による臨時的な支出が見込まれる場合に、その内容、年月および金額を記入します。

《記入例》

臨時支出	工場修繕費	令和〇〇年 8 月	350,000 円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円

4 「今後1年以内に納付すべきことが見込まれる市税等」欄

今後1年以内に納付すべきことが見込まれる市税等について、その納付すべきこととなる年月、税目および金額をそれぞれの欄に記入します。

5 「家族（役員）の状況」欄

○ 納税者が個人の場合

生計を一にする親族について、続柄、氏名、生年月日、収入金額（専従者給与を受けている場合は、その金額）、職業および所有財産等を「記入します」。

《記入例》

続柄 (役職)	氏 名	生 年 月 日	収 入・報 酬 (月 額) (専従者給与を含む)	職 業・所 有 財 産 等
母	名 護 春	昭和×× 年 5 月 11 日	120,000 円	年金受給者 土地、建物 (〇〇市△△町××)
妻	名 護 花子	昭和×× 年 12 月 10 日	80,000 円	〇〇商事パート
長男	名 護 一郎	平成×× 年 10 月 22 日	円	大学生
次男	名 護 次郎	平成×× 年 4 月 12 日	円	高校生

6 「分割納付年月日及び分割納付金額」欄

『納付年月日』欄

猶予期間中の各月の納付年月日を記入します。

『①納付可能基準額』欄

「今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄に記入した納付可能基準額の金額を転記します。

『②季節変動等に伴う増減額』欄

「直前の1年間における各月の収入及び支出」欄のほか、例年の収支状況を基に、納付可能基準額と比較し、季節変動等に伴う増減額を記入します。

なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を付けます。

『③臨時的入出金額』欄

「今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄を基に、その月に見込まれる臨時的な収入と支出の額を転記します。

なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を付けます。

『④市税等納付額』欄

「今後1年以内に納付すべきことが見込まれる市税等」欄に記入した、市税等を納付する月の金額を転記します。

『⑤分割納付金額』欄

各月ごとに、「①納付可能基準額」＋「②季節変動等に伴う増減額」＋「③臨時的入出金額」－「④市税等納付額」を計算した金額を記入します。

なお、延滞金が加算されている場合は、最終納付年月日の「⑤分割納付金額」欄に、「〇〇円（本税の残額）＋延滞金」と記入します。